



佐賀県公報

平成20年
9月5日
(金曜日)
第 13082号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

公 告

- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧 (ちぢいへり推進課) ー
 - 兵庫北部土地改良区営土地改良事業計画変更認可 (農地整備課) ー
 - 兵庫東部土地改良区営土地改良事業計画変更認可 () ー
 - 金立土地改良区営土地改良事業計画変更認可 () ー
- 公安委員会事項**
- 機械警備業務管理者講習の実施 (公 告) ー

○ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

- 平成20年 9月 5日
- 佐賀県知事 古 川 康
- 1 都市計画の種類及び名称
東唐津駅南地区地区計画
 - 2 縦覧場所
佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成20年8月26日兵庫北部土地改良区営土地改良事業

(維持管理)計画の変更を認可した。

平成20年 9月 5日

佐賀県知事 古 川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成20年8月26日兵庫東部土地改良区営土地改良事業(維持管理)計画の変更を認可した。

平成20年 9月 5日

佐賀県知事 古 川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成20年8月26日金立土地改良区営土地改良事業(維持管理)計画の変更を認可した。

平成20年 9月 5日

佐賀県知事 古 川 康

○ 公安委員会事項

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施します。

平成20年 9月 5日

佐賀県公安委員会

- 1 期日
平成20年10月8日(水曜日)から平成20年10月10日(金曜日)までの3日間(各日とも午前8時から午後5時30分まで)
- 2 実施場所

委員長 山 口 久 美 子

株式会社かわでん九州工場研修施設（佐賀市大和町大字川上4583番地1）

3 受講定員

20人（先着順とする。）

4 受講申込手続

(1) 申込期間

平成20年9月16日（火曜日）から平成20年9月22日（月曜日）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申込先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）へ持参してください。

なお、申込時に申請者の本人確認を行いますので、申請者の運転免許証の写し等住所、氏名を確認できる資料及び印鑑を持参してください。

(3) 提出書類

受講申込書 1通

5 講習手数料等

(1) 講習手数料は、38,000円です。

(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

6 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市卸本町5番30号）に委託して行います。

7 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-38-2016）